

みやぎ視能訓練士の会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称および事務局) 本会は、みやぎ視能訓練士の会と称し、事務局を独立行政法人国立病院機構仙台医療センター(旧国立仙台病院)内に置く。
- 第 2 条 (目的) 本会は、視能訓練士として人間的・技術的向上を図るための研究活動及び情報交換を行うとともに、会員相互の親睦を深めながら地域に根ざした活動を広げ、視能訓練士の社会的立場の確立を図ることを目的とする。
- 第 3 条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 年相当回数の勉強会
 2. 年 1 回の総会
 3. 特別講演会
 4. 総会・勉強会の内容報告等、本会の活動に関連する文書の会員への郵送
 5. 三歳児健康診査等の眼科健診業務への協力
 6. その他の必要な事業
- 第 4 条 (運営) 本会の運営に関する事項は運営委員会において決定し、実施する。

第 2 章 会 員

- 第 5 条 (会員) 本会は、原則として宮城県内に居住または勤務する視能訓練士で組織し、本会の趣旨に賛同し所定の入会手続きを終えた者を会員とする。
- 第 6 条 (入脱会) 本会の入脱会は、会員本人の自由意志によるものであり、時期を問わない。みやぎ視能訓練士の会会員記録への記入とその受理をもって入会とし、また、退会届の提出をもって退会とみなす。
- 第 7 条 (除名) 会員にして、次の各号に該当する者は、運営委員会の決議により除名することができる。
1. 本会の名誉を著しく毀損した者
 2. 3年間会費を納入しなかった者

第 3 章 運営委員および役員

- 第 8 条 (運営委員) 本会は運営委員を置き、次のとおりとする。
1. 運営委員は 10～15 名
 2. 運営委員の任期は 1 期 1 ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
 3. 運営委員会の議決をもって、次年度の運営委員を選任することができる。
 4. 運営委員の選任は、総会において承認を得なければならない。
- 第 9 条 (運営委員の職務) 運営委員は運営委員会を構成し、本会の事業にかかわる事項を決定し、実施する。
- 第 10 条 (役員) 本会に次の役員を置く。
- | | |
|--------|-----|
| 1. 会長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 1 名 |
| 3. 会計 | 2 名 |
- 第 11 条 (役員を選出) 会長、副会長、会計は、運営委員の互選とする。

第12条（役員の職務） 役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計事務にあたり、その結果を総会にて報告する。

第13条（役員の任期） 会長、副会長、会計の任期は1期1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

第14条（顧問） 運営委員会の推薦により、補佐役として顧問を置くことができる。

第 4 章 会 議

第15条（会議） 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 運営委員会

第16条（総会）

1. 総会は、全会員を持って組織し、次の事項を審議する。
 - （1）事業の執行
 - （2）運営委員の承認
 - （3）役員の信任
 - （4）予算及び決算の承認
 - （5）会費に関する事項
 - （6）規約の変更
 - （7）その他運営委員会が必要と認めた事項
2. 総会は、年1回4月に開催するものとし、会長が召集する。このほか、運営委員会が必要と認めた場合、臨時に開催する事ができる。なお3分の2以上の会員が総会の開催を求めた場合、会長はすみやかに総会を召集しなければならない。
3. 総会の議は、出席者の3分の2以上の賛同によって決する。

第 5 章 会 計

第17条（経費） 本会の経費は、会費及び受講料その他の収入によって支弁する。

第18条（会費） 会員の会費は、年額2,000円とする。

第19条（特典） 会員は、本会主催の講演会・セミナー等への参加時、参加費の割引を受ける事ができる。

第20条（会計年度） 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

附 則

本会則は、平成10年6月1日より施行する。

平成13年4月12日一部改正。

平成14年4月18日一部改正。

平成17年4月21日一部改正。

平成18年4月27日一部改正。

平成20年4月17日一部改正。

平成20年4月26日一部改正。

平成26年4月10日一部改正。